

事業評価書（事前）

事務事業名	地域求職活動援助事業（新規・成長分野関係）
事務事業の概要	<p>(1)目的</p> <p>今後、不良債権処理が本格化し求職者が増加する一方で、地域ごとの特色をも踏まえた新規・成長分野、IT関連分野新規ベンチャー中小企業及びその他サービス分野（以下「新規・成長分野等」という。）においては雇用量の増が見込まれることから、新規・成長分野等への労働移動、労働力確保の促進を図り、摩擦的・構造的失業の解消を図ることが求められている。特に、今後発生が予想される離転職者は、不良債権処理の影響が大きい金融・建設業が集積する地域に偏在するものと予想されることから、これら離転職者に対し、各種情報提供、実収、講習、研修会を実施し、職種転換を図りつつ、公共職業安定機関の機能とあいまって、新規・成長分野等への吸収を図るための事業を行うこととする。</p> <p>そして、この事業は、新規・成長分野等の求人があるにもかかわらず、情報が行き渡らないなどにより、これらの分野への職種転換を躊躇している求職者の後押しを行おうとするものであり、求人は一定程度豊富にあるが情報が十分に行き渡らない地域である「求職活動援助地域」の要件に合致するので、改正地域雇用開発促進法に基づく地域求職活動援助事業として、これらの分野の企業が多い地域において、当該地域の事業主団体等に委託して実施する。</p>
	<p>(2)内容</p> <p>次に掲げる事業を、地域就職援助団体等に委託する。</p> <p>新規・成長分野等セミナーの実施 求職者の新規・成長分野等の産業における業務の実情等の理解の促進を図るため、セミナーを実施する。</p> <p>企業説明会、職場見学会の実施 求職者に対する新規・成長分野等の個別企業に関する情報収集の機会を提供するための企業説明会、職場見学会を実施する。</p> <p>職場実習の実施 求職者自身が業務を体験する機会を設けることにより、求職者の新規・成長分野等企業における職務内容の理解を促し、就職先決定の一助とするため職場実習を実施する。</p> <p>新規・成長分野等就業希望者相談コーナーの設置 新規・成長分野等へ関心を示し、就業を希望する個々の求職者に対し、新規・成長分野等に関わる様々な質問に回答し、情報提供を行う相談コーナーを設置する。</p> <p>職業講習等の実施 新規・成長分野等の企業が求める幅広い能力を修得できるよう、現在所持する知識・技能の資質をさらに向上させ、より幅広い職業知識・技能を付与するため、経営・財務・人事労務・営業・生産管理等の職業講習等を実施する。</p> <p>合同研修会の実施 新規・成長分野等企業に採用された者の合同研修会を実施し、職場への定着促進を図る。</p>
	<p>(3)達成目標</p> <p style="text-align: center;">！予算額（案）！</p> <p style="text-align: right;">357百万円</p> <p>地域求職援助団体約60団体に業務委託することを目標として、新規・成長分野等への労働移動の促進・定着を図る。</p>
<p>(1)必要性</p> <p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> <p>雇用失業情勢が依然として厳しい中、今後の求人数の伸びが見込める新規・成長分野等への労働移動を推進することは、失業者の再就職の促進を図り、また、産業構造の変化に対応した人材の供給に資するもので、極めて重要である。</p>	

評 価	<p>〔公益性〕 本事業は、改正地域雇用開発促進法に基づき、求人、求職とも一定程度豊富にあるが、情報が十分に行き渡らない地域（求職活動援助地域）における新規・成長分野等への労働移動、労働力確保を促進し、摩擦的・構造的失業の解消を図る事業であるから公益性を有する。 また、雇用失業情勢は依然として厳しい状況が続いているが、本事業の実施により、新規・成長分野等への失業なき労働移動の促進が図られることは、公益性が高い。</p> <p>〔官民の役割分担〕 本事業は、改正地域雇用開発促進法第15条規定された事業として、国が実施する。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕 本事業は、都道府県が策定した、地域求職活動援助計画における地域雇用開発を促進するために、国が雇用保険法の三事業として行う。</p> <p>〔民営化や外部委託の可否〕 本事業は、都道府県が策定した、地域求職活動援助計画で定められた求職活動援助地域における地域集援助団体等に業務を委託することとしている。</p> <p>〔緊要性の有無〕 厳しい雇用失業情勢が続く中、不良債権処理の進展に伴う求職者の著しい増加に対処し、失業者の早期再就職を図るために本事業支援を早急に行う必要がある。</p>
	<p>(2)有効性</p> <p>〔今後見込まれる効果〕 セミナーや企業説明会・職場実習等により新規・成長分野等の産業又は企業に対する求職者の理解が深まるとともに、職業講習・合同研修会等により求職者の技能の向上、職場への定着が図られ、新規・成長分野等への円滑な労働移動が大いに促進されると見込まれる。</p> <p>〔効果の発現が見込まれる時期〕 本事業は、地域求職活動援助事業として、国、都道府県、経済・産業団体の密接な連携の下に行うこととしているので、比較的短期間で効果が発現すると見込まれる</p>
	<p>(3)効率性</p> <p>〔手段の適正性〕 地域雇用開発促進法に基づき、地域求職活動援助事業を活用して、地域の新規・成長分野等の産業の実情を把握している事業主団体等に委託して事業を実施することは、地域の新規・成長分野等への労働移動を推進する手段として、極めて効率的かつ適正である。</p>
	<p>(4)その他 (公平性・優先性 など)</p> <p>地域雇用開発促進法に基づく措置として優先的に実施することが必要である。</p>
関連事務事業	なし
特記事項	なし
主管課 及び関係課	(主管課) 職業安定局業務指導課